

Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、特許・商標の審査周期をさらに短縮化する (Page2)

2021年5月11日、CNIPAは、知財管理部門改革および良好なビジネス環境作りの深化について通達を下し、審査周期の圧縮、知財保護の強化を引き続き推進する旨を表した。

Topic-2

中国税関総署、知財侵害への取締り状況を報告 (Page4)

2021年4月26日、中国税関総署より慣例記者会見を開いた。総合業務司の金海長官から知財侵害行為への取締り状況および典型事例を紹介した。

Topic-3

ブリーフニュース (Page6)

1. CNIPA、「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」の改正草案に対してパブコメ
2. CNIPA、「2020中国専利調査報告」を発表

Topic-4

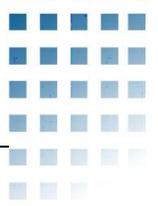
路浩ノーハウ：商標実務——商標ウォッチングの重要性について (Page8)

前回の「商標検索の重要性」に続き、本号では実務経験を踏まえて「商標ウォッチングの重要性」について議論したい。

Topic-5

路浩ニュース (Page11)

第22回「中国専利賞」の受賞者が公示、弊所代理した10件が銀賞、優秀賞に入選。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、特許・商標の審査周期をさらに短縮化する

2021年5月11日、CNIPAは知財管理部門改革および良好なビジネス環境作りの深化について通達を下し、審査周期の圧縮、知財保護の強化を引き続き推進する旨を表した。主要内容について下記に紹介する。

1. 特許・商標の審査周期をさらに短縮する

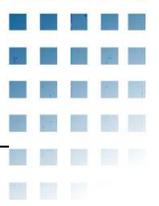
1) 出願から登録までの全体的周期を短縮する。商標においては、2021年末まで平均審査周期を4ヶ月以内に維持し、通常の出願から登録までの全体的周期を8ヶ月から7ヶ月まで下げる。特許においては、審査周期を20ヶ月から18.5ヶ月まで下げ、そのうち、価値の高い特許への審査周期を13.8ヶ月まで短縮する。また、新型コロナに関する知財権の取得に対して優先審査などのグリーンゲートを設置する。

2) その他業務の審査周期について、下記のように短縮する。

商標	譲渡	異議	不服審判	無効審判	電子出願の変更・更新
	1.5ヶ月	12ヶ月	5.5ヶ月	9ヶ月	さらに周期の1/5を短縮
特許	授權公告の平均周期			授權公告および公報の公表流れ	
	約3週間			引き続き改善	

2. インセンティブおよび助成金政策を調整する

- 特許・新型・意匠の出願件数又は授權件数をインセンティブおよび助成金政策の主要な適用条件にしてはならない。
- 2021年6月末まで、各地方で商標・特許の出願段階で与える助成・奨励金を全面的に取消す。
- 知財権の量から質への転換を引き続き推進し、2022年末まで、万人当たりの価値の高い特許の所有件数を8.3件に達成する。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

3. 知財公共サービスを向上する

- 優先審査、質権登記、文書送達などの手続の電子化を実現する。
- 企業の記録変更と関連商標の記録変更の同時進行を推進する。
- 特許権評価報告書の申請タイミングを授權公告後から授權登記手続時に前置きする。
- 商標審査のグリーンゲートおよび特許延期審査制度を改善する。

4. 知財保護を強化する

- 商標に関する違法行為判断基準、法的執行の基準を制定する。
- 電子商分野の知財保護を強化する。

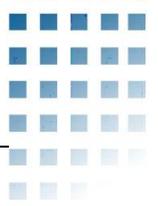
5. 知財代理業界への規制・管理を強化する

- 不正な代理行為を規制する。
- 外国人の弁理士資格試験の参加を試みる。

6. 知財の運用・転化を促進する

- 知財に関する電子データの安全化、高度な情報化などを促す。
- 知財アセスメント制度の形成、知財の質権融資などを促す。
- 特許開放許可制度の実行を推進する。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/11/art_75_159302.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-2

中国税関総署、知財侵害への取締り状況を報告

2021年4月26日、中国税関総署より慣例記者会見を開いた。総合業務司の金海長官から知財侵害行為への取締り状況および典型事例を紹介した。

2020年税関での取締り状況および特徴について：

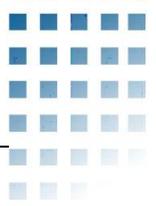
2020年全国各地税関で押収された侵害容疑品は計6.19万ロット、5618万件の商品に及ぶ。また、これらの侵害事件は以下の特徴がみられる。

- 1) 輸出入において、輸出プロセスで押収された侵害容疑品が多くて、計6.13万ロット、5497万件余りの商品に及ぶ。
- 2) 押収された侵害容疑品のうち、商標権侵害品が一番多く、全体の95%以上を占める。
- 3) 貨物運送から押収された侵害容疑品に関して、主に税関が職能権限によって、権利者の申請によって処理されたものはわずかであった。
- 4) 貨物運送以外に、郵便物、速達、電子商プラットフォームなどを通じて押収された侵害容疑品が増加傾向。
- 5) 侵害容疑品が主に東南沿岸部の税関によって押収された。押収件数ランキング上位10の税関は深セン、寧波、広州、厦門、上海、杭州、黄埔、北京、青島。
- 6) 侵害容疑品は主に服装類、靴と帽子、革製品、バッグ、電子・電気製品、洗顔・スキンケア類、手動道具などの商品が多かった。

典型事例について：

事例1

基本情報	日付	税関	被害商標	商品
	2019.10	上海	「CHEMOURS & デバイス」；「科慕」	チタン系粉
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 上海税関は「科慕」商標権侵害のチタン系粉が上海から輸出される情報を入手 ● 侵害容疑品を積むコンテナを確定、「CHEMOURS & デバイス」標識がついている侵害品を発見 			



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利者は侵害品確認を経て、税関の知財保護を申請 ● 税関が侵害品を押収。警察部門と提携して関連証拠を保全 ● 越境電子プラットフォームを通して侵害品を製造・販売する犯罪者を確保し、犯罪者の刑事責任を追及
-----------	---

事例 2

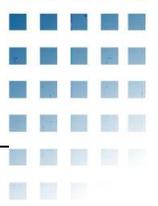
基本情報	日付	税関	被害商標	商品
経緯	2020.10	寧波	「ジョンソン&ジョンソン」; 「強生」	貼り薬
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 寧波税関は「ジョンソン&ジョンソン」商標権侵害の湿布が寧波から輸出される情報を入手 ● 税関は、当該商標が中国で商標権登録済みだが、税関で登記されていないことが分かり、ジョンソン&ジョンソン会社に税関の知財保護を説明し、商標権の税関登記手続きに協力した ● 上記関連情報を税関内部で伝達・共有し、わずかの三週間後、別会社からの「強生」侵害品を発見・処置 			

事例の参考意義

中国の関連法令により、商標が登録後に、権利者は中国税関で商標情報記録を申請できる。記録完了後、税関で通関申告者による模倣品などの商標権侵害商品が発見される場合、税関はその申告に関して商標登録者に通知する。商標権者にとっては、模倣・海賊版商品の防止策、又は権利行使の有効的な手段の一つである。

リソース：https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/4/27/art_55_159199.html

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/4/27/art_55_159201.html



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-3

ブリーフニュース

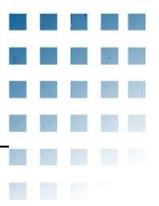
1. CNIPA、「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」の改正草案に対してパブコメ

2021年5月6日、CNIPAは「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」の改正草案を公表し、6月6日までパブコメを集めている。2月の意見募集稿より（弊所2月号をご参照）、各条を補足、改善していた。以下に補足後の非正常専利出願行為について簡単に紹介する。

第三条 本規定にいう非正常専利出願行為とは、いかなる組織又は個人がイノベーション保護を目的とせず、不正な利益の取得や架空のイノベーション実績、サービス実績の虚構を目的として、単独で又は結託して各種の専利出願を提出し、専利出願を代理し、又は専利出願権や専利権を譲渡する等の行為を指す。

以下の各行為は、本規定にいう非正常専利出願行為に当たる。

- (一) 提出された複数の専利出願の発明考案内容が明らかに同じであるか、又は実質的に異なる発明考案の特徴又は要素の単純な組み合わせや変化によって形成される場合。
- (二) 提出された専利出願において、発明考案内容、実験データ又は技術的効果の捏造、偽造及び変造、従来技術又は従来考案の剽窃、簡単な切り替え及び寄せ集め等のような状況が存在する場合。
- (三) 提出された複数の専利出願の発明考案内容が、主にコンピュータ技術等を用いてランダムに生成されたものである場合。
- (四) 提出された専利出願の発明考案が、明らかに技術的改善若しくは考案の常識に適合しない、又は劣化、羅列、不必要な保護範囲の縮小である場合。
- (五) 提出された専利出願の発明考案が、明らかに出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合。
- (六) 実質的に特定の機構、個人又は住所に関連する複数の専利出願を悪意により分散、前後して又は異なる出願受理場所に提出する場合。
- (七) 不正な目的で専利出願権又は専利権を譲渡又は譲受する、又は発明者、考案者を虚偽に変更する場合。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

(八) 専利代理機構、専利代理師又は他の機関若しくは個人が、他人を代理、誘導、教唆し又は他人と共謀して、各種の非正常専利出願行為を行う場合。

(九) 誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱すその他の非正常専利出願行為及び関連行為。

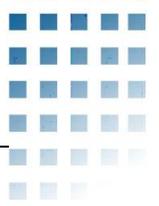
リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/6/art_75_159129.html

2. CNIPA、「2020 中国専利調査報告」を発表

2021年4月28日、CNIPAは2020年度の中国専利調査報告書を発表した。調査内容として、主に専利権者の知財活動状況（所有専利のイノベーション、運用、保護、管理など）、知財サービス・サポートの利用・獲得状況、知財政策・制度への認識に関わっている。以下は、調査結論を簡単に紹介する。

- 1) 発明特許の産業化率は3割以上に維持している。そのうち、企業が44.9%、研究機関が11.3%、大学が3.8%の産業化率になっている。
- 2) 権利者が遭った権利侵害の割合が減少傾向。2015年より3.7%下がった。
- 3) 企業権利者の権利行使の意識が高まった。被害に遭った後、対応措置を施す企業権利者が2015年より12.1%増えた。
- 4) 専利侵害訴訟の賠償金額が増加した。各類型の賠償・調停・和解を含め、金額が100万元以上の場合は7.3%となり、この五年間で増えていく傾向である。
- 5) 8割の企業権利者はイノベーション開発のため、同業者、上・下流企業、大学又は研究機関と提携したことがある。
- 6) 約6割の企業は専利権からの収益が横ばいになるか、継続的に増えていくと予期する。
- 7) 地域を跨ぐ際に権利行使をする場合、多地域で証拠収集することが主な難題であること、また、企業規模が小さいほど証拠収集が難しいと、8割の企業権利者は認識している。
- 8) 無効審判制度の役割に関して、63.1%の権利者は「無効審判が侵害行為の判定に役立ち、訴訟紛争の解決効率を向上させた」と認識している。
- 9) 2020年の中国の特許の移転・転化指数は54.7となった。同指数は50をボーダーラインとし、50を上回ると特許の移転・転化活動が活発であることとされる。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/module/download/down.jsp?i_ID=158969&colID=88



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

Topic-4

路浩ノーハウ：商標実務——商標ウォッチングの重要性について

商標ウォッチングは、主に権利者が他人による冒認出願行為や侵害行為から自分のブランドを予防的に保護するための有効な手段の一つであり、また、費用面でそれほど高くないため、コストパフォーマンスの良い手段でもある。本稿で弊所の実務経験を踏まえ、商標ウォッチングの重要性について説明したいと思う。

●商標における各種の悪意出願行為は要注意

近年、中国政府は商標の抜け駆け出願、使用を目的としない異常な出願行為を厳しく規制しており、上位法の「商標法」および「商標法实施条例」は言うまでもなく、2019年国家市場監督管理総局発の「商標登録出願行為の規範化に関する規定」、2021年3月から始まった「悪意による冒認出願行為の規制の特別プロジェクト」などによって各種の商標侵害行為の続出を一定の程度に抑えたが、通常の商標ウォッチングしないと発見されにくい例もある。

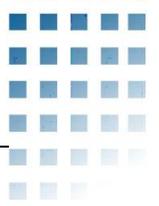
①異常な大量出願の行為

実務上、仮に同じ出願人名義の下に、他人のブランドと同一又は類似する商標を大量に出願している場合、官庁から「異常な商標出願」との理由で拒絶されるケースが少なくなかった。それにもかかわらず、一部の不正者が官庁の審査および規制を回避するために、異なる出願人を丸め込み、出願人ごとに10個以内の冒認商標を抑えて出願する、というようなことを発見したことがある。

②有名商標を分割して出願する行為

ワインブランドのラフィット（Lafite）の対応する中国語名称は「拉菲」となり、中国で商標登録されている。ある企業は酒類の33類において「拉伝」と「菲承」をそれぞれ登録した。しかし、商標を実際に使用した際に右の形となり、「 拉  菲 」
伝 承」と誤認させてしまった。

上記したような悪意出願行為に一定の隠蔽性があるため、つねに商標ウォッチングでチェックしないと、侵害行為をなかなか発見できない。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

●商標審査制度で万全にできない所があるから、商標ウオッチングで補おう

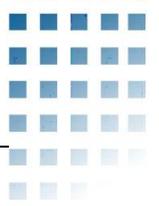
各国の知財制度には原則的な共通点が多いが、国情および市場によってスペシフィックな規定もある。例えば、中国の商標審査制度では、日本のひらがなとカタカナについては、実際の意味を考慮せず、図形商標として扱われているが、実はこの規則に諸刃の剣になるところもある。

例①：調べたところ、これまでは、商品の一般名称であっても日本語仮名で出願されたので登録された例がたくさんある。33516059号「アルコール&device」（3類の石鹸など）、41215539号「うまい」（29類の牛乳、肉など）、41430090号「おやつ」（30類の飴、パンなど）など。

例②：一方、一般名称を日本語仮名で出願されたが、審査時に対応する意味が考慮され、拒絶されたケースもある。22114198号「メガネクリーナー」は第3類の「消臭剤、化粧品など」に指定して登録されたが、商標と関係深い「洗剤、研磨剤など」の商品が部分拒絶査定された。その後の不服審判決定により、「メガネクリーナー」の意味は眼鏡の洗剤になるので、3類の洗剤、研磨剤などにおいて使用されると、商品の機能、用途などを表しており、商標法11条1項2号に違反する、という。

例③：一般名称を日本語仮名で登録されたが、同業者の利益を損なうため無効にされた例もある。浙江省のある水産社は29類の「水産缶詰、加工済のひじきなど」を指定して、2006年に第3920376号「HIJIKI」、2007年に第4525535号「ひじき」の商標権を取得した。2010年に同業者のある会社は「HIJIKI 名称は輸出会社がよく使うひじきの一般名称である」との理由でその2商標に対して無効審判を提起した。最後に、最高裁判所（(2012)浙知終字第99号）は、「『HIJIKI』名称は、紛争商標の出願前にも既に浙江省でひじき商品を取引する同業者の間で一般名称になった」と判断し、同業者会社の主張を支持した。その後、第4525535号「ひじき」も無効された。

要するに、中国商標審査制度によって例①のような登録商標がたくさんある一方、中国の審査官は一定の自由裁量権限があるので、現行規定に違反しない限り、例②のようなケースが出る可能性もある。また、例③のように、日本語仮名商標と実際の意味の単語が一致することを証明できれば、先行商標が無効又は取消される可能性もある。従って、上述した中国における日本語仮名の商標の特徴を踏まえて、常に商標ウオッチングするのが必要ではないかと思う。



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage: www.cnkip.com

● 「日本製」とは質の良いものの別称になるが、相応する知財保護もより重視すべき

この前、中国観光客の「爆買い」が日本で話題になった一方、中国消費者は日本製品の質を信用していることの証でもあると言えよう。不正者らもこのことをよく知っているので、日本ブランドを冒認出願するケースが少なくなかった。ここで2例をあげてみよう。

例①：まだ中国市場への進出計画がないので商標登録を見送ると思ったり、又は中国でA商品だけを販売するから、ほかの業務に関する商標登録が要らないと考えたりする日本企業があるとと思われるが、このような企業こそに商標ウォッチングが必要だと思う。

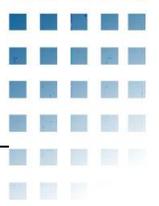
美容製品で知られているMTG社の「Refa」が中国で非常に人気だったが、MTG社は当時に中国でその商標権を取得しなかった。その後、寧波のある会社に美容製品と関係ある1類～11類で「Refa」が取られてしまい、MTG社の権利取得コストに大きな障害となった。

同じ美容関係で知られている山野愛子美容室は、中国でコアブランドの商標権を3、5、35類などで取っているが、指定商品がすべての類似群を占めていない。2019年から山東のある会社は「山野愛子」、「yamano」などの商標を同じな3、5、35類の違う類似群と10類の医療器械や美容機械などにおいて権利を取得してしまった。

例②：日本企業アシックス社は1982年に中国で靴類に  を登録した。2010年、莊燕氏は靴類に  を登録し、その後、当該商標を他社にライセンスした。中国商標審査規則によって、両商標は類似商標に該当しないと判断されていた。その後、アシックス社は侵害商品を発見し、権利侵害者および上記紛争商標に対する権利行使に8年間もかかった。その主な理由とは、アシックス商標と紛争商標ともが有効な登録商標であり、侵害品販売者も合法的なルートで紛争商標のライセンスを取得したため、侵害行為の認定を巡って争議が生じた。

上記2例は商標ウォッチングの重要性を証明する好例だと思う。手遅れの話になりかねないが、商標ウォッチングをすれば、冒認商標の初歩査定公告期間での異議提起、または登録査定直後の無効審判請求、という二つの節点で早期に対応策を取れるはずであろう。

北京路浩国際特許事務所
弁護士・商標代理人 徐 伝梅
商標代理人 石 聡



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-5

路浩ニュース

2021年5月10日、CNIPAが主催した第22回中国専利賞の受賞者リストを公示した。公示期間は5月10日から5月14日まで、他人による異議がなければ、受賞者が正式決定となる。

受賞者の内訳について、特許において金賞30項、銀賞60項、優秀賞826項の受賞者が決定され、意匠において金賞10項、銀賞15項、優秀賞56項の受賞者が決定された。

中国専利賞は1989年から設立され、中国国家知識産権局および世界知的所有権機関が共同で主催する中国知財最高賞とされている。

北京路浩が代理した銀賞受賞者：

	登録番号	権利者
発明特許	ZL201480080337.6	哈爾濱工程大学
意匠	ZL201830053844.1	広東美的社

北京路浩が代理した発明特許の優秀賞受賞者：

特許登録番号	権利者
ZL200910076514.4	武漢大学
ZL201410452257.0	株洲千金薬業社
ZL201410676695.5	中国農業科学院
ZL201410386678.8	貴州航天電気社
ZL201510370101.2	北京起重運輸機械設計研究院
ZL201811158080.8	中国安全生産科学研究院
ZL201810574717.5	貝殼找房(北京)科技社
ZL201810660410.7	国家電網(湖南)社

クライアント様のご受賞に大変おめでたく存じながら、今後とも引き続き国内外のクライアント様に最高のサービスをご提供するよう頑張っていきたいと存じております。

リソース：CNIPA https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/5/10/art_394_159248.html